

2 1 . 5 2

出願人の表示の訂正について

1. 出願人の表示の訂正について

願書に記載された出願人を変更（追加、削除）する補正は、出願の主体の変更となるので認めない。

ただし、出願人の表示の誤記（脱漏を含む）を訂正する場合において、誤記の理由を記載した書面を添付した手続補正書が提出されたときは、書類全体から判断し、出願の主体の変更とならない場合に限り、その補正を認める。

なお、合併により消滅した法人又は死者の名義により出願をした場合は、誤記の理由を記載した書面に加えて、登記事項証明書又は戸籍謄本及び住民票の提出をそれぞれ求める。

2. 出願人の記載順序の変更について

出願人の記載順序を変更する場合において、出願人の順序の変更（出願人の記載内容に変更なし）である旨を記載した書面を添付した手続補正書が提出されたときは、その補正を認める。

（注）電子情報処理組織を使用して上記の手続補正書の提出を行う場合については、「126. 70」を参照。

（改訂平成23・11）